平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県南九州市頴娃町別府4966番地
債務者　松下　文子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１７３号
金沢市観音堂町ホ41番地１、住民票上の住所同市薬師堂町イ49番地３
債務者　谷口　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
三重県伊賀市柘植町2411番地の338
債務者　赤畠　真司
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５２４号
京都府宇治市広野町西裏28番地の４　広野寮６号
債務者　原口　龍男
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
京都市北区出雲路俵町29番地　俵ハイツ206
債務者　森田　久子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地６
債務者　吉岡　博文
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地６
債務者　吉岡　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
京都市右京区花園伊町37番地　プラザイレブン306号
債務者　藤原　和代
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目８番26号
債務者　藤野　剛
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０号
広島県尾道市吉和西元町８番12号
債務者　土井　泉
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
愛媛県松山市岩崎町１丁目４番66号　梅岡アパート10号
債務者　神東　正和
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
愛媛県松山市西長戸町383番地７　五十鈴マンション402号
債務者　石川　周一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
愛媛県松山市南土居町93番地１
債務者　髙橋　優
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地13棟51号
債務者　徳丸　勇
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
愛媛県松山市南吉田町1485番地　空港ハイツ601号
債務者　齊藤優太郎
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
愛媛県松山市土居田町719番地　まことハイツ308号
債務者　清水　政利
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
愛媛県松山市土居田町719番地　まことハイツ308号
債務者　清水　瞳
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
愛媛県松山市竹原町61番地４　竹原ハイツ303号
債務者　渡部　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
松山地方裁判所民事部